

図書館年報

令和3年（2021年）度版

芦屋市立図書館

目 次

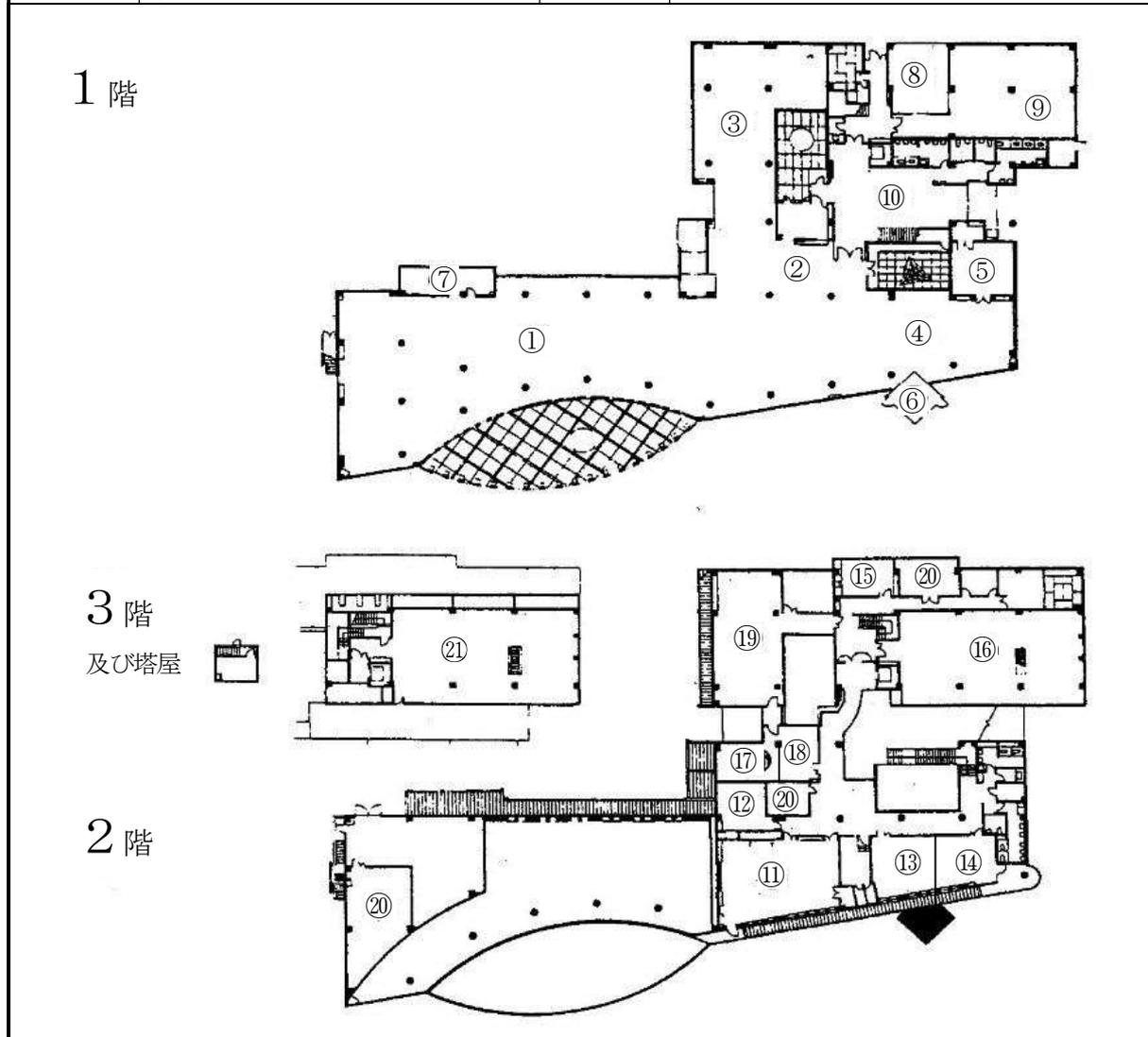
第1	図書館施設の概要（令和4年度の現況）	1
第2	令和3年度の所蔵状況	3
1	蔵書冊数（5年間の推移）	3
2	蔵書構成（5年間の推移）	3
3	特別コレクション	4
4	その他の資料の所蔵状況	4
(1)	録音図書（カセットテープ）	4
(2)	オーディオ・ビジュアル資料	4
(3)	点字図書	4
(4)	デジター図書（デジタル録音図書）	4
(5)	新聞	4
(6)	雑誌	4
第3	令和3年度の利用状況	5
1	図書（一般書・児童書・雑誌）（5年間の推移）	5
2	その他の利用状況	5
(1)	点字・録音図書・対面朗読（5年間の推移）	5
(2)	視聴覚教育ライブラリー（5年間の推移）	5
(3)	国立国会図書館デジタル化資料	5
3	令和3年度利用冊数の詳細	6
(1)	区分別	6
(2)	市域別	6
(3)	年齢別	6
(4)	月 別	7
4	令和3年度利用人数の詳細	7
(1)	市域別	7
(2)	年齢別	8
(3)	月 別	8
5	図書の予約状況	9
6	図書館間貸借（相互協力）の状況	9
7	登録人数の詳細	9
(1)	市域別	9
(2)	年齢別	10
8	電子図書館サービス（令和3年度）	10
9	主催行事	11
10	学校連携（令和3年度）	11
(1)	図書館見学	11

(2) 出前授業	11
(3) 掲示	12
(4) 団体貸出	12
11 図書展示	12
(1) 月次展示	12
(2) 特別展示（令和3年度）	12
第4 管理運営の状況	13
1 当初予算額（5年間の推移）	13
2 各種指標	13
3 歳入（令和3年度）	13
(1) コピーサービス	13
(2) 駐車場	13
(3) 国立国会図書館デジタル化資料サービス印刷料金	13
(4) 公衆電話取扱手数料	13
(5) 資料郵送経費	14
(6) その他	14
第5 組織図及び職員数	15
第6 図書館協議会	15
1 図書館協議会委員名簿	15
2 協議会の開催状況（令和3年度）	15
第7 芦屋市立図書館略年表	16
第8 芦屋市立図書館設置条例・施行規則・要綱	20
芦屋市立図書館設置条例	20
芦屋市立図書館設置条例施行規則	22
芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則	30
芦屋市立図書館資料収集要綱	33
国立国会図書館デジタル化資料の閲覧及び複写サービス実施要綱	35
芦屋市立図書館電子図書館サービス要綱	37

第1 図書館施設の概要（令和4年度の現況）

1 本館

所在地	芦屋市伊勢町12-5	電話	0797-31-2301
開館時間	平日：9時半～19時 土日祝：9時半～18時	休館日	・毎週月曜日及び毎月第1火曜日 (祝日にあたる場合は開館し、直後の平日を休館) ・年末年始 ・特別整理期間
面積	3,007.25㎡	開館年月日	1987年7月8日



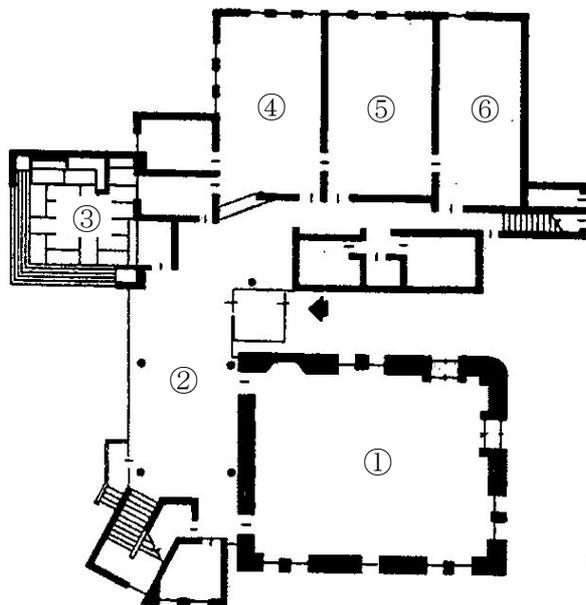
各階の主な施設と面積

階	室名	床面積(㎡)
1階	①一般開架	555.39
	②メインカウンター廻り	107.61
	③参考調査室	183.43
	④こどもの本のへや	328.57
	⑤おはなしのへや	38.65
	⑥よみかかせのへや	16.00
	⑦対面朗読室・点字作業室	29.05
	⑧車庫	44.36
	⑨書庫	135.66
	⑩玄関ホール その他	320.08
	小計	1,758.80
2階	⑪集会室	108.46
	⑫小集会室	29.14
	⑬閲覧室	45.00
	⑭リフレッシュルーム	29.26
	⑮会議室	26.43
	⑯書庫	201.54
	⑰視聴覚教育ライブラリー	27.23
	⑱ボランティアルーム	23.65
	⑲事務室	115.34
	⑳機械室 その他	590.41
	小計	1,196.46
3階	㉑書庫	37.57
塔屋	エレベーター機械室	14.42
	合計	3,007.25

2 打出分室

所在地	芦屋市打出小槌町15-9 (打出教育文化センター内)	電話	0797-38-7220
開室時間	10時～17時(月曜日・水～土曜日)	休室日	・毎週日曜日及び火曜日 (第1火曜日が休日の場合、直後の開室日) ・祝日 ・年末年始 ・特別整理期間
蔵書数	約23,000冊		
面積	約150㎡	開室年月日	1990年12月17日

打出教育文化センター1階平面図



①打出分室

打出教育文化センター

- ②展示ホール
- ③和室
- ④事務所
- ⑤研究支援ルーム
- ⑥資料室

3 大原分室

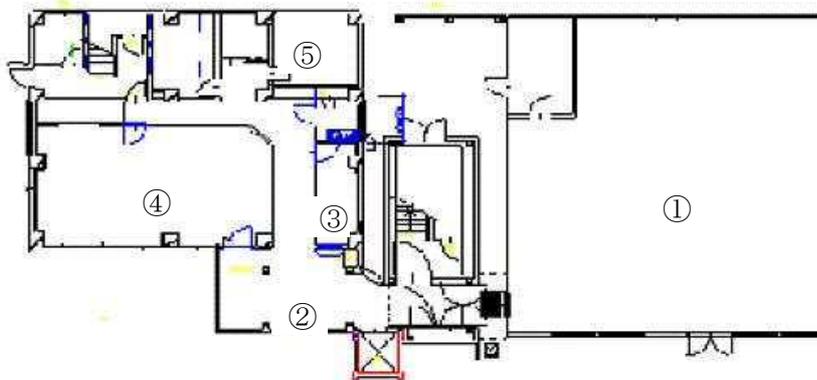
所在地	芦屋市大原町20-2 (大原集会所内)	電話	0797-38-7762
開室時間	10時～18時(水曜日～日曜日)	休室日	・毎週月曜日及び火曜日 (第1火曜日が休日の場合、直後の開室日) ・年末年始 ・特別整理期間
蔵書数	約31,000冊		
面積	約181㎡	開室年月日	1991年6月5日

大原集会所1階平面図

①大原分室

大原集会所

- ②玄関ホール
- ③事務室
- ④貸室
- ⑤トイレ



第2 令和3年度の所蔵状況

1 蔵書冊数（5年間の推移）

（単位：冊）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
						蔵書冊数 A+B	購入 A	寄贈他 B
蔵書	成人	304,281	287,665	291,777	299,397	302,298		
	児童	87,685	87,434	84,244	85,709	87,376		
	合計	391,966	375,099	376,021	385,106	389,674		
受入	成人	10,821	10,071	9,786	9,524	9,116	8,753	363
	児童	3,208	4,056	3,180	3,107	2,740	2,659	81
	合計	14,029	14,127	12,966	12,631	11,856	11,412	444
除籍	成人	6,897	26,687	5,674	1,904	6,215		
	児童	3,056	4,307	6,370	1,642	1,073		
	合計	9,953	30,994	12,044	3,546	7,288		

2 蔵書構成（5年間の推移）

（単位：冊、%）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数 A+B	構成比	成人 A	児童 B
0 総記	12,928	3.3	12,589	3.4	12,428	3.3	12,046	3.1	16,421	4.2	13,532	2,889
1 哲学	14,078	3.6	13,498	3.6	13,607	3.6	13,756	3.6	13,452	3.5	12,839	613
2 歴史	34,927	8.9	33,542	8.9	33,685	9.0	34,993	9.1	34,045	8.7	30,563	3,482
3 社会科学	44,879	11.4	42,922	11.4	43,451	11.6	41,994	10.9	42,144	10.8	38,781	3,363
4 自然科学	25,248	6.5	24,733	6.6	24,915	6.6	23,680	6.1	23,523	6.1	16,401	7,122
5 技術	21,150	5.4	21,216	5.7	21,250	5.7	20,608	5.4	19,758	5.1	17,226	2,532
6 産業	10,359	2.6	9,919	2.6	9,908	2.6	9,736	2.5	9,487	2.4	7,974	1,513
7 芸術	33,594	8.6	31,367	8.4	31,625	8.4	31,012	8.1	30,080	7.7	26,787	3,293
8 言語	5,554	1.4	5,345	1.4	5,422	1.4	5,236	1.4	5,252	1.3	4,306	946
9 文学	152,979	39.0	144,016	38.4	144,243	38.4	155,245	40.3	156,629	40.2	127,240	29,389
E 絵本	29,546	7.6	29,735	8.0	29,257	7.8	29,788	7.7	32,234	8.3	-	32,234
K 郷土資料	5,858	1.5	5,407	1.4	5,411	1.4	6,086	1.6	5,713	1.5	5,713	-
G 行政資料	866	0.2	810	0.2	819	0.2	927	0.2	936	0.2	936	-
合計	391,966	100.0	375,099	100.0	376,021	100.0	385,107	100.0	389,674	100.0	302,298	87,376
うち外国語	1,605	0	1,526	0	1,523	0	1,697	0	1,546	0	1,199	347
									成人・児童構成比	100	77.6	22.4

3 特別コレクション

(1) 田尾スポーツ文庫

田尾栄一氏が収集したスポーツ全般にわたる研究書・記録・報告書など計 1,181 冊

(2) 松本幸雄バスケットボール文庫

松本幸雄氏が収集したバスケットボールに関する研究書・指導書・試合の新聞スクラップ帳など計 639 冊

4 その他の資料の所蔵状況

(1) 録音図書 (カセットテープ) (単位: タイトル)

	A+B	購入 A	寄贈他 B
年間除籍数	0		
年間受入数	0	0	0
年度末現在数	723		

(2) オーディオ・ビジュアル資料 (単位: タイトル)

現 在 数	L D	1,181
	DVD	245
	C D	580

(3) 点字図書 (単位: 冊)

	A+B	購入 A	寄贈他 B
年度末現在数	235		
年間受入数	0	0	0
年間除籍数	0		

(4) デイジー図書 (デジタル録音図書)

年度末現在数	7
--------	---

(5) 新聞 (単位: 紙)

	令和2年度				令和3年度			
	本館	打出分室	大原分室	合計	本館	打出分室	大原分室	合計
受入数	15	2	7	24	15	2	7	24
うち寄贈分	5	0	0	5	5	0	0	5

(単位: タイトル)

タイトル数	令和2年度				令和3年度			
	購入	寄贈	うち外国語	合計	購入	寄贈	うち外国語	合計
	10	5	1	15	10	5	1	15

(6) 雑誌 (単位: 誌)

	令和2年度				令和3年度			
	本館	打出分室	大原分室	合計	本館	打出分室	大原分室	合計
受入数	175	12	42	229	178	12	42	232
うち寄贈分	13	0	0	13	13	0	0	13

(単位: タイトル)

タイトル数	令和2年度				令和3年度			
	購入	寄贈	うち外国語	合計	購入	寄贈	うち外国語	合計
	198	13	3	211	201	13	3	214

第3 令和3年度の利用状況

1 図書（一般書・児童書・雑誌）（5年間の推移）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1日平均	開館日数
利用人数 (人)	本館	133,070	69,866	120,893	99,789	120,276	416.2	289
	打出分室	24,409	32,926	24,928	20,491	25,403	105.4	241
	大原分室	38,200	45,176	38,853	31,886	38,600	152.0	254
	合計	195,679	147,968	184,674	152,166	184,279		
利用冊数 (冊)	本館	547,924	269,320	491,408	428,065	533,061	1,844.5	
	打出分室	72,560	107,460	77,204	66,892	78,322	325.0	
	大原分室	108,204	137,070	110,559	93,047	110,745	436.0	
	合計	728,688	513,850	679,171	588,004	722,128		
登録者数 (人)	本館	16,300	13,924	14,245	13,021	14,646		
	打出分室	1,943	2,497	2,304	2,074	1,958		
	大原分室	2,403	3,016	3,114	2,930	2,973		
	合計	20,646	19,437	19,663	18,025	19,577		

2 その他の利用状況

(1) 点字・録音図書・対面朗読（5年間の推移）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用人数(人)	584	489	80	0	1
利用巻数(件)	584巻	489巻	80巻	0巻	0巻
対面朗読利用者	0人 (0H)	39人 (58.5H)	6人 (12H)	0人 (0H)	0人 (0H)
デージー図書貸出	(4巻)	(2巻)	(0巻)	(1巻)	(1巻)

※対面朗読は平成22年度から実施、デージー図書は平成23年度から実施

(2) 視聴覚教育ライブラリー（5年間の推移）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体数		17	17	17	17	17
教材 貸出数 ()は 保有数	16ミリフィルム	5 (376)	5 (376)	5 (376)	5 (376)	0 (376)
	8ミリフィルム	0 (8)	0 (8)	0 (8)	0 (8)	0 (8)
	VTR	0 (574)	0 (574)	0 (574)	0 (574)	0 (574)
	その他	0 (9)	0 (9)	0 (9)	0 (9)	0 (9)
	合計	5 (967)	5 (967)	5 (967)	5 (967)	0 (967)
教具 貸出数 ()は 保有数	16ミリ映写機	1 (7)	1 (7)	1 (7)	1 (7)	0 (7)
	8ミリ映写機	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)
	ビデオ一式	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)
	幻灯機	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)
	O・H・P	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)
	スクリーン	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)	0 (5)
	その他	0 (4)	0 (4)	0 (4)	0 (4)	0 (4)
合計	1 (24)	1 (24)	1 (24)	1 (24)	0 (24)	
利用人数		209	200	200	0	0
技術 実施回数		0	0	0	0	0
講習会 参加者数		0	0	0	0	0

(3) 国立国会図書館デジタル化資料（令和2年度6月より実施）

	令和2年度	令和3年度
閲覧利用人数(人)	19	9
複写依頼数(件)	52	21
複写枚数(枚)	614	304

3 令和3年度利用冊数の詳細

(1) 区分別

(冊、%)

年 度	本 館		打出分室		大原分室		合 計	
	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3
一 般 書	252,005	304,915	38,329	45,502	63,337	74,321	353,671	424,738
構成比	58.9	57.2	57.3	58.1	68.1	67.1	60.2	58.8
児 童 書	155,400	204,562	26,679	30,986	25,610	31,416	207,689	266,964
構成比	36.3	38.4	39.9	39.6	27.5	28.4	35.3	37.0
雑 誌	20,595	23,487	1,874	1,832	4,097	4,993	26,566	30,312
構成比	4.8	4.4	2.8	2.3	4.4	4.5	4.5	4.2
郷土行政	65	97	10	2	3	15	78	114
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	428,065	533,061	66,892	78,322	93,047	110,745	588,004	722,128

(2) 市域別

(冊)

年 度	本 館		打出分室		大原分室		合 計	
	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3
市 内	370,549	459,086	57,325	66,481	84,082	100,856	511,956	626,423
西 宮 市	44,656	58,884	8,692	10,828	6,855	8,117	60,203	77,829
尼 崎 市	2,190	2,472	185	293	398	291	2,773	3,056
伊 丹 市	176	231	4	8	3	5	183	244
宝 塚 市	1,539	1,674	59	52	430	125	2,028	1,851
川 西 市	23	76	27	27	4	14	54	117
三 田 市	60	281	4	5	0	0	64	286
猪 名 川 町	1	6	0	0	0	0	1	6
そ の 他	8,871	10,351	596	628	1,275	1,337	10,742	12,316
市外合計	57,516	73,975	9,567	11,841	8,965	9,889	76,048	95,705
合 計	428,065	533,061	66,892	78,322	93,047	110,745	588,004	722,128

(3) 年齢別

(冊、%)

年齢 (歳)	本 館				打出分室				大原分室				合 計			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
～6	10,600	2.5	12,112	2.3	1,395	2.1	2,255	2.9	803	0.9	1,087	1.0	12,798	2.2	15,454	2.1
～12	25,666	6.0	30,630	5.7	2,307	3.4	1,781	2.3	1,673	1.8	2,791	2.5	29,646	5.0	35,202	4.9
～15	5,056	1.2	5,654	1.1	336	0.5	490	0.6	562	0.6	501	0.5	5,954	1.0	6,645	0.9
～18	2,860	0.7	3,002	0.6	177	0.3	177	0.2	623	0.7	513	0.5	3,660	0.6	3,692	0.5
～22	4,257	1.0	4,165	0.8	334	0.5	254	0.3	946	1.0	1,038	0.9	5,537	0.9	5,457	0.8
～30	7,229	1.7	9,399	1.8	1,279	1.9	1,219	1.6	2,537	2.7	2,227	2.0	11,045	1.9	12,845	1.8
～40	66,080	15.5	93,033	17.4	14,860	22.2	16,979	21.7	13,247	14.2	14,455	13.0	94,187	16.0	124,467	17.3
～50	106,298	24.8	126,353	23.7	17,469	26.1	18,659	23.8	24,227	26.0	28,676	25.9	147,994	25.2	173,688	24.1
～60	53,671	12.5	68,637	12.9	9,228	13.8	11,628	14.9	15,114	16.2	18,900	17.0	78,013	13.3	99,165	13.7
～65	25,370	5.9	28,890	5.4	3,274	4.9	4,875	6.2	6,224	6.7	7,648	6.9	34,868	5.9	41,413	5.7
～70	34,794	8.1	39,858	7.5	3,511	5.2	4,159	5.3	8,502	9.1	8,835	8.0	46,807	8.0	52,852	7.3
～75	48,464	11.3	61,403	11.5	6,397	9.6	8,389	10.7	9,577	10.4	12,039	10.9	64,438	11.0	81,831	11.3
76～	37,720	8.8	49,925	9.3	6,325	9.5	7,457	9.5	9,012	9.7	12,035	10.9	53,057	9.0	69,417	9.6
合計	428,065	100.0	533,061	100.0	66,892	100.0	78,322	100.0	93,047	100.0	110,745	100.0	588,004	100.0	722,128	100.0

(4) 月 別

(冊)

	本 館		打出分室		大原分室		合 計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
4月	7,662	43,013	1,503	6,844	2,380	9,671	11,545	59,528
5月	3,671	46,935	908	6,955	1,754	9,827	6,333	63,717
6月	39,759	43,133	7,039	6,632	8,741	9,072	55,539	58,837
7月	42,745	47,239	6,548	6,858	9,048	9,694	58,341	63,791
8月	47,056	49,643	6,693	6,631	9,078	9,217	62,827	65,491
9月	42,807	46,071	6,100	6,612	8,753	9,715	57,660	62,398
10月	42,562	46,558	6,782	6,470	9,347	9,764	58,691	62,792
11月	41,688	42,152	5,831	6,222	8,753	8,513	56,272	56,887
12月	41,939	42,676	6,335	6,281	8,862	8,785	57,136	57,742
1月	43,389	43,147	6,367	6,443	9,184	8,760	58,940	58,350
2月	46,558	47,644	6,590	6,262	9,250	9,061	62,398	62,967
3月	28,229	34,850	6,196	6,112	7,897	8,666	42,322	49,628
合 計	428,065	533,061	66,892	78,322	93,047	110,745	588,004	722,128

4 令和3年度利用人数の詳細

(1) 市域別

(人)

年 度	本 館		打出分室		大原分室		合計	
	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3	R 2	R 3
市 内	87,228	104,892	17,883	22,028	29,119	35,389	134,230	162,309
西 宮 市	9,589	11,975	2,224	2,884	1,966	2,477	13,779	17,336
尼 崎 市	334	504	99	111	129	108	562	723
伊 丹 市	73	93	1	3	2	3	76	99
宝 塚 市	410	408	50	52	93	60	553	520
川 西 市	7	27	14	16	1	6	22	49
三 田 市	23	79	4	4	0	0	27	83
猪 名 川 町	1	1	0	0	0	0	1	1
そ の 他	2,124	2,297	216	305	576	557	2,916	3,159
市外合計	12,561	15,384	2,608	3,375	2,767	3,211	17,936	21,970
合 計	99,789	120,276	20,491	25,403	31,886	38,600	152,166	184,279

(2) 年齢別

(人、%)

年齢 (歳)	本館				打出分室				大原分室				合計			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合
～6	1,684	1.7	1,534	1.3	467	2.3	830	3.3	123	0.5	170	0.4	2,274	1.5	2,534	1.4
～12	4,393	4.4	5,325	4.4	461	2.2	447	1.8	472	1.5	664	1.7	5,326	3.5	6,436	3.5
～15	1,091	1.1	1,215	1.0	127	0.6	158	0.6	138	0.4	135	0.3	1,356	0.9	1,508	0.8
～18	769	0.8	721	0.6	32	0.2	83	0.3	230	0.7	222	0.6	1,031	0.7	1,026	0.6
～22	1,242	1.2	1,283	1.1	127	0.6	112	0.4	408	1.4	416	1.1	1,777	1.2	1,811	1.0
～30	2,055	2.1	2,568	2.1	349	1.7	386	1.5	621	1.9	717	1.9	3,025	2.0	3,671	2.0
～40	10,112	10.1	13,162	11.0	2,922	14.2	3,450	13.6	3,056	9.6	3,603	9.3	16,090	10.6	20,215	11.0
～50	19,769	19.8	22,049	18.3	4,382	21.4	4,786	18.9	6,224	19.5	7,299	18.9	30,375	20.0	34,134	18.5
～60	14,653	14.7	18,380	15.3	3,475	17.0	4,578	18.0	6,074	19.0	7,543	19.6	24,202	15.9	30,501	16.6
～65	7,535	7.5	8,689	7.2	1,462	7.1	2,257	8.9	2,626	8.2	3,173	8.2	11,623	7.6	14,119	7.7
～70	10,179	10.2	11,402	9.5	1,654	8.1	1,887	7.4	3,552	11.1	3,769	9.8	15,385	10.1	17,058	9.2
～75	14,327	14.4	18,185	15.1	2,352	11.5	3,177	12.5	3,934	12.3	5,141	13.3	20,613	13.5	26,503	14.3
76～	11,980	12.0	15,763	13.1	2,681	13.1	3,252	12.8	4,428	13.9	5,748	14.9	19,089	12.5	24,763	13.4
合計	99,789	100.0	120,276	100.0	20,491	100.0	25,403	100.0	31,886	100.0	38,600	100.0	152,166	100.0	184,279	100.0

(3) 月別

(人)

	本館		打出分室		大原分室		合計	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
4月	2,211	9,778	506	2,164	918	3,290	3,635	15,232
5月	1,187	10,598	260	2,141	578	3,348	2,025	16,087
6月	8,999	9,860	1,989	2,138	2,860	3,157	13,848	15,155
7月	10,209	10,563	1,937	2,129	3,192	3,366	15,338	16,058
8月	10,998	11,147	1,981	2,014	3,078	3,157	16,057	16,318
9月	10,153	10,447	1,864	2,183	2,991	3,437	15,008	16,067
10月	10,306	10,675	2,161	2,245	3,279	3,442	15,746	16,362
11月	9,899	9,938	1,860	2,212	2,981	3,024	14,740	15,174
12月	9,348	9,319	1,936	2,016	3,017	2,996	14,301	14,331
1月	9,815	9,579	1,967	2,066	3,011	3,024	14,793	14,669
2月	10,615	10,632	2,143	2,069	3,227	3,202	15,985	15,903
3月	6,049	7,740	1,887	2,026	2,754	3,157	10,690	12,923
合計	99,789	120,276	20,491	25,403	31,886	38,600	152,166	184,279

5 図書の予約状況

(冊)

区 分		予約冊数		合 計	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
本 館	成 人	63,714	68,442	94,576	100,665
	児 童	24,323	25,388		
	雑 誌	6,539	6,835		
打出分室	成 人	18,450	20,870	27,892	29,802
	児 童	8,175	7,632		
	雑 誌	1,267	1,300		
大原分室	成 人	35,805	39,117	47,971	52,116
	児 童	9,589	9,989		
	雑 誌	2,577	3,010		
合 計				170,439	182,583

6 図書館間貸借（相互協力）の状況

(冊)

	他館からの借入れ		他館への貸出	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
尼崎市立	100	111	185	166
伊丹市立	13	23	40	51
川西市立	76	102	126	159
三田市立	39	84	124	178
宝塚市立	95	151	130	134
西宮市立	153	124	130	183
猪名川町立	40	77	52	112
兵庫県立	133	192	21	6
大阪府立	0	0	0	0
国立国会	0	0	0	0
その他	32	73	297	399
合計	681	937	1,105	1,388

7 登録人数の詳細

(1) 市域別

(人、%)

年 度	市内		広域 (阪神7市1町)		市外		合計		割合	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
芦屋市	15,918	17,203					15,918	17,203	88.3	87.9
西宮市			1,618	1,873			1,618	1,873	9.0	9.6
尼崎市			84	96			84	96	0.5	0.5
伊丹市			21	21			21	21	0.1	0.1
宝塚市			53	53			53	53	0.3	0.3
川西市			11	14			11	14	0.1	0.1
三田市			3	7			3	7	0	0
猪名川町			3	3			3	3	0	0
その他					314	307	314	307	1.7	1.5
市外合計			1,793	2,067	314	307	2,107	2,374	11.7	12.1
合 計	15,918	17,203	1,793	2,067	314	307	18,025	19,577	100.0	100.0

(2) 年齢別

(人、%)

年齢 (歳)	市 内				広域 (阪神7市1町)				市外				合計			
	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合
～6	427	2.7	449	2.6	27	1.5	35	1.7	5	1.6	6	2.0	459	2.6	490	2.6
～12	1,549	9.7	2,089	12.1	103	5.7	128	6.2	5	1.6	4	1.3	1,657	9.2	2,221	11.3
～15	667	4.2	693	4.0	41	2.3	45	2.2	3	0.9	3	1.0	711	4.0	741	3.8
～18	425	2.7	423	2.5	19	1.1	21	1.0	12	3.8	16	5.2	456	2.5	460	2.3
～22	567	3.6	621	3.6	38	2.1	46	2.2	15	4.8	17	5.5	620	3.4	684	3.5
～30	620	3.9	739	4.3	86	4.8	105	5.1	22	7.0	28	9.1	728	4.0	872	4.4
～40	1,824	11.5	1,974	11.5	236	13.2	296	14.3	46	14.6	43	14.0	2,106	11.7	2,313	11.8
～50	2,880	18.1	2,972	17.3	397	22.1	449	21.7	62	19.7	58	18.9	3,339	18.5	3,479	17.8
～60	2,071	13.0	2,241	13.1	354	19.7	380	18.4	70	22.3	66	21.5	2,495	13.8	2,687	13.7
～65	885	5.5	920	5.3	132	7.4	143	6.9	25	8.0	18	5.9	1,042	5.8	1,081	5.5
～70	1,084	6.8	1,012	5.9	112	6.3	128	6.2	20	6.4	14	4.6	1,216	6.8	1,154	5.9
～75	1,360	8.5	1,436	8.3	142	7.9	163	7.9	19	6.1	24	7.8	1,521	8.4	1,623	8.3
76～	1,559	9.8	1,634	9.5	106	5.9	128	6.2	10	3.2	10	3.2	1,675	9.3	1,772	9.1
合 計	15,918	100.0	17,203	100.0	1,793	100.0	2,067	100.0	314	100.0	307	100.0	18,025	100.0	19,577	100.0

8 電子図書館サービス (令和3年度)

令和3年8月1日から開始

タイトル数 9,816冊 (青空文庫含む)

うち独自資料 9冊

(人)

閲 覧	貸し出し	予 約
15,304	8,626	1,291

9 主催行事

行事名	令和2年度			令和3年度			
	開催日	開催回数(回)	延べ参加人数(人)	開催日	開催回数(回)	延べ参加人数(人)	
月間定例行事	こどもおはなしの会	毎週土曜日	7	39	毎週土曜日	7	22
	絵本の会	毎週土曜日	6	47	毎週土曜日	11	45
	打出分室こどもおはなしの会	毎月第2土曜日	4	8	毎月第2土曜日	7	38
	こどもの本の研究会	毎月第2水曜日	1	14	毎月第2水曜日	8	111
	おはなしの研究会	毎月第4水曜日	0	0	毎月第4水曜日	7	96
年間行事	夏休み折り紙教室(こども対象)	8月7日	1	14	8月6日	1	16
	夏休み人形劇の会(こども対象)	8月18日	1	31	7月27日	1	19
	親子で楽しむ絵本の会	—	—	—	10月9日、 10月16日	2	21
	親子で楽しむおはなしの会	—	—	—	10月23日	1	9
	芦屋文化ゾーン三館連携事業 『niwa-doku』	—	—	—	11月3日	1	1,772
	市制施行80周年記念事業 芦屋市立図書館スタンプラリー	—	—	—	11月3日から 11月24日まで	1	632
	読書講演会 「阪神間の都市形成と郷土史」	10月9日	1	27	—	—	—
図書館deギャラリートーク	12月11日	1	21	—	—	—	
合計		22	201		47	2,781	

10 学校連携(令和3年度)

(1) 図書館見学

日程	学校名	学年	人数
10月15日	宮川小学校	2年生	104人
10月18日	浜風小学校	2年生	60人
11月4日	山手小学校	4年生	113人
11月9日			
12月9日	潮見小学校	4年生	84人
12月14日			
12月16日			

(2) 出前授業

日程	学校名	学年	人数
6月16日	岩園小学校	4年生	38人
7月5日	朝日ヶ丘小学校	3年生	56人
9月24日	浜風小学校	3年生	58人
1月20日	潮見幼稚園	4歳児	13人
		5歳児	16人

(3) 掲示

期 間	学校名他	学 年	教 科	単元名他
8月 16日 ～ 9月 22日	朝日ヶ丘小学校	3	社会	仕事のくふう見つけたよ1
9月 7日 ～ 9月 27日	学校給食会			図書とのコラボ給食 (各小学校の実践)
9月 23日 ～ 10月 23日	朝日ヶ丘小学校	3	社会	仕事のくふう見つけたよ2
10月 4日 ～ 11月 29日	浜風小学校	3	総合	芦屋市立図書館
11月 22日 ～ 3月 31日	山手小学校	4	総合	図書館のみなさんへ
11月 1日 ～ 2月 21日	潮見中学校	1	総合	国際理解教育 世界のくらし
11月 29日 ～ 1月 31日	宮川小学校	1	生活科	あきを見つけよう おもちゃづくり
11月 29日 ～ 3月 31日	宮川小学校	2	生活科	まちたんけん かべしんぶん
1月 5日 ～ 2月 14日	朝日ヶ丘小学校	3	総合	芦屋川の自然 (図鑑) ※芦屋市立電子図書館に所蔵

(4) 団体貸出

年 度	利用回数		利用冊数	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
小学校	75回	76回	957冊	774冊
中学校	0回	5回	0冊	59冊
保育所	28回	20回	277冊	188冊
合 計	103回	101回	1,234冊	1,021冊

1 1 図書展示

(1) 月次展示

月	テーマ	
	令和2年度	令和3年度
4月	チャレンジ!!!新生活	春ですね♪
5月		Let's バードウォッチング
6月	新着本コーナー拡充 (5月、6月分)	時の記念日
7月	感染症	星空を見上げて・・・宇宙の不思議
8月	センス・オブ・ワンダー	地方小出版っておもしろい
9月	元気で楽しく生きる	動物大集合
10月	美術の秋を楽しもう	おいしい秋見つけた!
11月	神農さん	映像化された本たち
12月	正月事始め	ウインタースポーツ
1月	モオ～～～っと冬を楽しみましょう!	<七>と<五> 日本のリズムをたのしむ
2月	大人気作家! 若かりし頃の作品! ?	賢者は歴史に学ぶ! だから伝記はやめられない
3月	スイーツLibrary	図書館でお花見気分

(2) 特別展示 (令和3年度)

月	テーマ
7月	楽しもう! 読むリンピック!
1月	映画「あしやのきゅうしよく」ミニ展示
2月	松岡 享子さん 追悼展示
3月	稲畑 汀子さん 追悼展示

※令和2年度の特別展示は実施なし

第4 管理運営の状況

1 当初予算額（5年間の推移）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	一般会計(千円)	46,310,000	46,140,000	44,500,000	46,910,000	43,130,000
	教育費(〃)	4,949,731	6,648,814	6,519,562	8,004,464	5,451,080
	図書館費(〃)	175,803	621,913	132,218	140,717	147,409
	図書費(〃)	24,041	23,896	22,721	22,679	22,145
人口(人)		94,539	94,222	94,177	94,011	93,724
一人当り	一般会計(円)	489,851	489,695	472,515	498,984	460,181
	教育費(〃)	52,356	70,565	69,227	85,144	58,161
	図書館費(〃)	1,860	6,601	1,404	1,497	1,573
	図書費(〃)	254	254	241	241	236

2 各種指標

	指標名	計算方法	令和2年度	令和3年度	昨年度差
A	人口(各年度4月1日現在推計、人)	—	94,011	93,724	△ 287
B	登録者数(人)	—	18,025	19,577	1,552
C	利用冊数(冊)	—	588,004	722,128	134,124
D	蔵書冊数(冊)	—	385,106	389,674	4,568
E	年間購入冊数(冊)	—	12,275	11,412	△ 863
F	図書購入費(決算額、円)	—	22,658,110	22,123,283	△ 534,827
G	図書館費(決算額、円)	—	136,642,627	140,205,061	3,562,434
H	登録率(%)	B/A	19.2	20.9	1.7
I	登録者一人当りの利用冊数(冊)	C/B	32.6	36.9	4.3
J	市民一人当りの利用冊数(冊)	C/A	6.3	7.7	1.4
K	市民一人当りの蔵書冊数(冊)	D/A	4.1	4.2	0.1
L	市民一人当りの図書購入費(円)	F/A	241	236	△ 5
M	蔵書回転率(回)	C/D	1.5	1.9	0.4
N	図書平均単価(円)	F/E	1,846	1,939	93
O	市民一人当たりの還元額(円)	(N×C-G)/A	10,092	13,441	3,349

3 歳入(令和3年度)

(1) コピーサービス

	令和2年度	令和3年度
枚数	3,578枚	5,162枚
複写機使用料	76,290円	67,890円

(2) 駐車場

	令和2年度	令和3年度
利用台数	43,469台	51,018台
駐車場使用料	3,386,900円	3,770,200円

(3) 国立国会図書館デジタル化資料サービス印刷料金

令和2年度	令和3年度
6,140円	3,370円

(4) 公衆電話取扱手数料

令和2年度	令和3年度
3,240円	4,180円

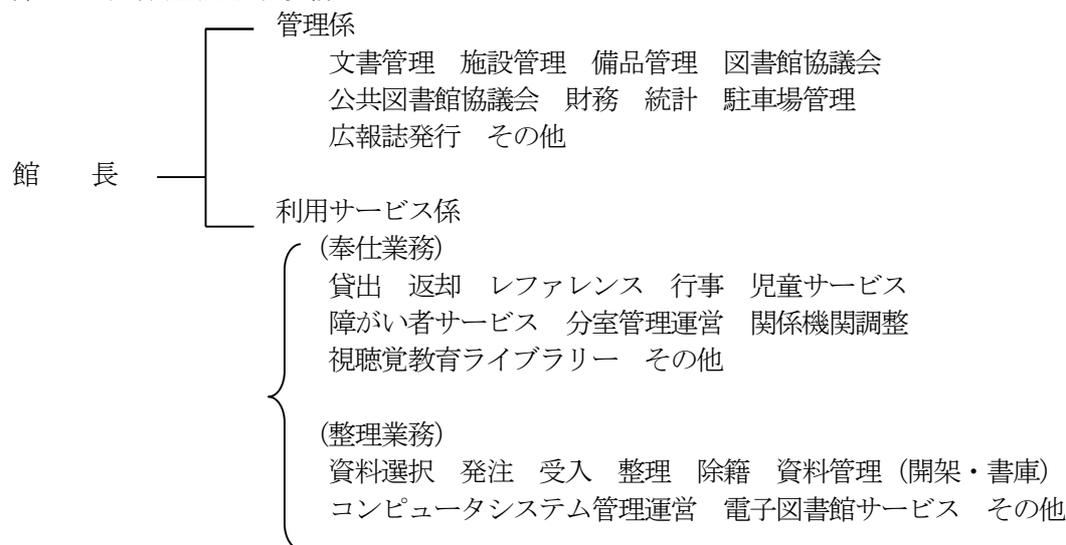
(5) 資料郵送経費

令和2年度	令和3年度
8,721 円	17,700 円

(6) その他

	令和2年度	令和3年度
自動販売機目的外占用使用料	21,984 円	22,560 円
自動販売機目的外電気使用料	50,916 円	53,406 円
図書館目的外占用使用料	836,822 円	911,053 円

第5 組織図及び職員数



令和4年3月31日現在 (人)

	図書館長	正規職員	正規再任用	会計年度任用職員(2級)	会計年度任用職員(1級)	委託業務従事者	合計
職員人数	1	6	2	5	2.5	9.3	25.8
司書・司書補資格者	-	1	2	4	0.8	9.3	17.1

会計年度任用職員(1級)及び委託業務従事者は年1,500時間換算後の人数

第6 図書館協議会

1 図書館協議会委員名簿

平成23年度 ～ 平成24年度	梓 加依 笠原 清次 (24年度は谷川久吉) 北里 佐和子 熊本 潤子 芝 勝徳 白水 雅子 水谷 孝子 渡辺 宏子
平成25年度 ～ 平成26年度	梓 加依 北里 佐和子 熊本 潤子 芝 勝徳 白水 雅子 松本 淳子 水谷 孝子 渡辺 宏子
平成27年度 ～ 平成28年度	笹倉 剛 北里 佐和子 熊本 潤子 枝元 益祐 松本 淳子 布谷 忠司 水谷 孝子 松本 素子
平成29年度 ～ 平成30年度	笹倉 剛 松川 圭子 熊本 潤子 枝元 益祐 布谷 忠司 松本 淳子 (30年度は山田耕治) 水谷 孝子 川口 恭子
令和元年度 ～ 令和2年度	笹倉 剛 松川 圭子 熊本 潤子 枝元 益祐 多田 直弘 山田 耕治 (2年度は浦山 佳代) 藤本 史子 臼田 由香 (2年度は岩井 恵子)
令和3年度 ～ 令和4年度	枝元 益祐 長谷川 雄彦 松川 圭子 大竹 まや 能勢 広茂 高橋 孝子 中村 仁美 大和 靖枝 ※令和4年3月31日現在

2 協議会の開催状況(令和3年度)

第1回 令和3年10月18日(月)

第2回(書面開催) 令和4年3月2日(水)～令和4年3月17日(木)

第7 芦屋市立図書館略年表

- 昭和24. 5. 1 **芦屋市立図書館創設**。初代館長 武市洋就任
5. 6 芦屋市前田町1番地（現在：1番5号）仏教会館において閲覧開始（総面積198㎡）
25. 3. 26 芦屋読書人クラブ結成総会
25. 4. 27 芦屋読書人クラブ第1回総会
25. 6. 2 芦屋読書人クラブ図書帯出始まる
26. 2. 27 芦屋市立図書館設置条例制定
28. 1. 25 芦屋市打出小穂町2番地を図書館用地に買収（総面積940.77坪）
29. 2. 11 **芦屋市打出小穂町2番地（現在：15番9号）に移転**（建造物総面積591㎡）
29. 2. 17 開館閲覧開始。開館時間9時～17時。
ただし児童室は夏休みと日曜日を除き13時から16時30分まで
29. 8. 20 書庫（鉄骨2階建）竣工（建造物総面積789㎡）
30. 4. 17 田尾文庫（スポーツ専門書）の閲覧開始
32. 6. 8 芦屋史談会創立。以後、史談会主催の講座「土曜話の集い」を不定期に開催
34. 6. 7 図書館創立10周年記念式。記念誌「10周年記念」を刊行
35. 3. 26 芦屋読書人クラブ「10年の歩み」を刊行
36. 4. 1 図書館協議会設置
36. 8. 12 第2代館長 細見哲雄就任
37. 6. 1 **開架室新設 閲覧開始**
37. 7. 6 芦屋市立図書館規則制定
38. 4. 1 第3代館長 古藪季造就任
38. 6. 1 **館外貸出制度実施**（1冊1週間以内、小学生2年生以上）
39. 4. 1 芦屋市立小穂幼稚園開設のため館用地485㎡を割譲（現有面積2、083㎡）
39. 6. 1 日曜日を特別開館日として第1閲覧室のみ開室
39. 6. 12 団体貸出用自動車の配本開始
40. 6. 14 **自動車文庫第1代目（専用車）による市内巡回開始**（毎月1回）
41. 12. 8 視覚障害者用図書整備のため点字実技講習会開始。
講師・大野加久二氏（芦屋市身障者協会会長）
42. 3. 14 ストーリー・テリング研究会開始（月1回 大月ルリ子氏指導）
42. 4. 15 芦屋点字友の会発足（会長・落合政子氏）「点字あしや」第1号発行
42. 5. 1 第4代館長 富永博就任
42. 11. 16 **市内4ヵ所に委託による図書館分室を開設**（市民会館、竹園・打出・翠ヶ丘集会所）
このため、夏期児童分室（精小・宮小・山小・岩小・青少年センター）は42年度をもって発展的に解消
42. 12. 16 点字実技講習会開始（講師・大野加久二氏）
43. 5. 1 芦屋市立図書館設置条例施行規則の制定のため芦屋市立図書館規則は廃止
芦屋市立図書館貸出規則を一部改正、貸出手続きを簡略化し、貸出し利用を小学生以上に、貸出冊数を2冊以内にそれぞれ改正のほか、自動車文庫巡回の事項を加入
43. 5. 1 芦屋市立図書館処務規則を公布
43. 8. 9 第1回おはなしの会を開始
44. 5. 7 市立小学校3年生の全学級（23学級）の図書館見学開始
45. 3. 27 図書館設置条例施行規則の一部を改正し、5月1日創立記念日の「休館」を平常どおり「開館日」とした
図書館資料貸出規則の一部を改正し、館外貸出許可範囲の「小学生以上」を「市民」に改正し、幼児にも貸し出す
45. 7. 1 **図書館の館外貸出促進をはかるため貸出し手続きの簡略化実施**
47. 6. 1 **本館図書貸出方式にブラウン方式（変形）採用**。館内冷房設置
48. 1. 20 松本幸雄バスケットボール文庫設置（407冊）
48. 3. 1 **図書予約制度の開始**
48. 4. 20 コピー・サービスの開始
49. 4. 1 第5代館長 上羅了就任
49. 10. 24 図書館設置条例施行規則の一部を改正、入館証を廃止し館内利用証とする。
51. 2. 6 「阪神地区公共図書館相互協力に関する覚書」の調印
51. 9. 10 規則改正により、貸出冊数を4冊以内、貸出期間を2週間以内に定める（10月1日から施行）
51. 10. 1 **市民センター内に公民館図書室が開設される**（蔵書数5, 580冊）
52. 4. 1 第6代館長 土居正就任
55. 9. 1 自動車文庫の利用をグループ単位から個人貸出に変更
57. 4. 1 第7代館長 林孝昭就任
57. 3. 5 身体障害者1級・2級に対する家庭配本サービス開始
58. 2. 15 視覚障害者用録音図書を購入

58. 7. 19 「新図書館建設準備委員会」発足
59. 11. 19 「芦屋市立図書館建設準備委員会報告書」まとまる
60. 8. 26 蔵書のデータ・ベース化を開始。TRC-MARC採用
60. 12. 25 新図書館の基本設計決定（坂倉建築研究所）
61. 2. 20 コンピュータ・システムの機種選定（ハードウェア FACOM-K290 アプリケーションLIMS2）
61. 6. 30 新図書館の着工（伊勢町12-5、翌年3.30竣工）
62. 4. 1 **芦屋市伊勢町12番5号に移転**（敷地面積6,479.53㎡、建築面積1,822.10㎡、延べ床面積3,007.25㎡）
新図書館への移転のため休館（7.7まで）視聴覚ライブラリーが公民館から移管
62. 7. 1 芦屋市立図書館設置条例施行規則、芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則公布
62. 7. 7 **新館開館式**
62. 7. 8 **開館第1日**
開館時間 平日 9時30分～18時、日曜 9時30分～17時／休館日 火・祝日・年末年始・特別整理期間
貸出冊数 1人4冊、2週間。AV利用開始
62. 9. 4 第1回「金曜シネサロン」を開催。「小さな恋のメロディ」上映
63. 1. 28 市民病院への貸出開始
63. 4. 1 第8代館長 鬼丸貞彦就任
- 平成 1. 3. 31 「おはなし20年」刊行
1. 4. 1 第9代館長 深川隆滋就任
2. 12. 17 **打出分室を開室**
3. 4. 1 **阪神7市1町広域利用システムの開始**
「芦屋市立図書館蔵書計画及び図書館網の整備について」により蔵書を平成7年度末で30万冊を目標とする
3. 6. 5 **大原分室を開室**
3. 10. 1 第10代館長 下橋洋一就任
4. 7. 7 図書館利用者端末（愛称「Qちゃん」）を導入
社団法人営繕協会主催公共建築優秀賞を受賞
6. 4. 1 日販全件マークを購入
阪神間図書館図書搬送システムの実施
6. 5. 1 運営方法の変更。週休館日を月曜日に、月休館日は第1火曜日とする。
本館 開館時間 火～金曜 9時30分～18時、土・日曜 9時30分～17時
休館日 月・第一火・祝日・年末年始・特別整理期間
打出・大原分室の開室日を従来の月・水・金・土曜日から水・木・金・土曜日と改める。
開室時間を従来の10時30分から16時30分を10時30分から17時までとする。
貸出冊数の制限を4冊から6冊までに変更する。
6. 12. 15 図書館1階に集密書庫を設置
7. 1. 17 **阪神・淡路大震災**。朝、「臨時休館指令」出される。（3.7まで臨時休館）
午後、図書館避難所特別指定により避難所を開設（～5.6）
7. 3. 1 水道・ガス復旧（ガス暖房可となる）
7. 3. 8 本館再開。開館時間短縮（10時～17時）
7. 5. 6 全避難者退去。避難所終了
お話し会・絵本の会再開
7. 5. 9 本館開館時間は元通り9時30分から18時（土・日は17時）
7. 6. 1 大原分室再開
7. 9. 10 村上春樹氏来館・芦屋大学にて朗読会を実施
7. 12. 19 コンピュータ・システムの更新。UNIX図書館システムLIVRE2稼働
8. 1. 16 「震災資料展」を開催
8. 2. 21 ライブラリー・サロン事業の開始
8. 3. 27 打出分室再開
8. 4. 1 貸出冊数を2週間で利用できる冊数にする
8. 4. 1 図書整理業務に現地装備制を導入
8. 4. 3 自動車文庫（4代目）「愛称ときめき号」巡回開始
9. 2. 19 図書館「友の会」の発足（代表・甲田直孝）
9. 2. 20 阪図協・阪神広域図書館システム検討準備会
9. 4. 1 第11代館長 足立宏行就任
9. 4. 1 NDC9版の採用。TRCマークを採用
9. 7. 1 図書館資料検索・パソコン通信サービス開始
9. 7. 4 「フォーカス7.9号」「週刊新潮7.10号」を閲覧停止とする
9. 7. 29 「ヨッシーくらぶ」開始
10. 1. 13 「震災資料展」を開催（～1.18）
10. 6. 17 自動車文庫、芦屋浜沖地区・陽光町に巡回開始

- 10.11.16 本年度から中学2年生の地域体験学習「トライやるウィーク」を2校受入れ開始。
精道中学 11.16～、山手中学 12.7～
- 10.12.3 芦屋市のホームページ開設により図書館の利用案内をネット上で公開
- 11.2.1 「ちびくろサンボ」及び類似図書の提供を緩和
- 11.3.3 貴重書保存のため脱酸処理を開始
- 11.3.18 文部省による衛星通信利用による教育のネットワークモデル事業への協力施設として決定する
- 11.4.1 第12代館長 中尾健治就任
- 11.5.1 芦屋市立図書館創設50周年記念講演会「読むこと 書くこと 生きること」講師・鎌田慧氏
- 11.6.15 「子ども放送局」及び「子ども地域促進事業」認可され「芦屋市子どもいきいきクラブ実行委員会」設置される（平成11年、12年度の事務局は図書館）
- 11.7.31 子ども放送局を開局「開局記念番組」放送。8月夏休み特別番組「夏だ！たんけんだ！」
- 11.9.1 兵庫県立図書館のHALネットの開始により、インターネットによる蔵書検索とオンラインによる貸出申込みの受付を開始
- 11.12.11 図書館を活動の拠点としてPTA・子ども会・学校関係者を中心に子どもいきいきクラブ実行委による行事「あしやの歴史を見つけよう！」を実施（阿保親王塚の見学）
- 12.2.26 芦屋市子どもいきいきクラブ第2会行事「芦屋の民話を楽しもう！」
- 12.4.8 子どもいきいきクラブの一環として子どもの部屋「いろえんぴつ」が活動
- 12.7.1 デジタル録音図書（デイジー）の貸出サービスを開始。兵庫県点字図書館からプレクストーク2台借用しデイジー図書とデイジー関連機材（プレクストーク）をセット貸出
- 13.4.1 第13代館長 穂積雅己就任
芦屋市の行財政改革により図書費、雑誌費用の減額
1日に提出できる予約票を従来の6枚から3枚までにする
自動車文庫の運行日が週3日から2日、ステーションの削減
- 14.4.1 第14代館長 前田文也就任
図書館友の会が平成14年度子どもゆめ基金助成事業として、「子どもの部屋」活動開始
- 14.4.23 芦屋市立図書館 平成14年度子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣から表彰される
- 14.4.23 文部科学大臣から子どもの読書活動優秀実践図書館として表彰される
- 14.5.8 コンピュータ・システムの更新。（LIVRE II）
ホームページの開設とインターネットの利用サービス開始
- 14.5.26 図書館リサイクル図書の無料配布
- 14.9.21 打出分室休室についての地元説明会
- 14.12.1 リサイクル図書常設コーナーの設置
- 15.2.25 図書館の地域IT学習情報拠点化推進事業により利用者端末「Qちゃん」5台に増設
- 15.3.1 打出分室についての説明会
- 15.3.28 自動車文庫の巡回終了
- 16.4.1 第15代館長 赤川俊雄就任
- 16.10.1 「芦屋図書館ボランティアの会」発足
- 17.4.1 第16代館長 大西和昭就任
- 18.4.1 本館で祝日開館実施
- 19.4.1 開館時間、休館日の変更
本館 開館時間 火～日曜 10時～18時
休館日 月・第一火・年末年始・特別整理期間
大原分室 開館時間 水～日曜 10時～18時
休館日 月・火・年末年始・特別整理期間
打出分室 開館時間 水～土曜 10時～17時
休館日 日・月・火・祝日・年末年始・特別整理期間
- 19.6.19 CD、DVDの館内視聴を中止する
- 19.6.19 インターネット予約開始**
- 19.10.14 図書館リサイクル・ブックフェア
- 21.6.5 インターネット在架予約スタート**
- 22.4.1 第17代館長 高田浩志就任
- 24.4.1 第18代館長 木村守彦就任
- 26.4.1 第19代館長 丸尾恵子就任
- 26.4.17 市役所地下駐輪場入口横に返却ポスト新設
- 27.1.17 震災資料展（1/17～1/23）
- 28.4.1 打出分室民間委託開始 休館日の変更（休館日 日・火・祝日・年末年始・特別整理期間）
- 28.8.30 国際ソロプチミスト芦屋より、図書返却ポストの寄附を受ける（JR芦屋駅北）
- 29.10.21 芦屋ライオンズクラブより、図書除菌機の寄附を受け、設置
- 29.11.4 niwardoku（文化ゾーン連携事業）
- 30.1.5 図書館システム更新、ホームページ更新（LiCS-R e 2）

- 30. 9. 10 大規模改修工事に伴う休館（本館）
- 30. 10. 1 本庁舎北館 1 階仮設窓口によるサービス開始
- 31. 3. 29 本庁舎北館 1 階仮設窓口によるサービス終了
- 31. 4. 1 本館の開館時間を変更（火～金曜 9 時 30 分～19 時
土・日・祝日 9 時 30 分～18 時）
- 31. 4. 3 図書館本館で予約本の受渡しを開始
- 31. 4. 16 図書館本館リニューアルオープン
- 令和 1. 6. 30 図書館ガイドツアー
- 1. 10. 20 芦屋の未来を考える町歩き写真ワークショップ
- 2. 2. 3 特別整理期間（本館～2/13、打出分室 2/18～19、大原分室 2/24～27）
- 2. 3. 12 新型コロナウイルス感染拡大防止のため正午から臨時休館、一部サービス（予約本の受渡し、資料の予約、返却）のみ継続
- 2. 4. 1 園芸ボランティア「図書館オリーブ」発足
- 2. 4. 15 新型コロナウイルス感染拡大防止のため完全休館
- 2. 5. 19 臨時休館継続、一部サービス（予約本の受渡し、資料の予約、返却）再開
- 2. 6. 1 一部サービス制限の上で開館
- 2. 6. 24 **国立国会図書館デジタル化資料閲覧・複写サービス開始**
- 3. 3. 16 職員の新型コロナウイルス感染に伴う臨時休館
- 3. 3. 20 一部サービス制限の上で開館
- 3. 8. 1 **電子図書館サービス開始**
- 3. 11. 3 市制施行 80 周年記念事業「芦屋市立図書館スタンプラリー」（～11. 23）開催
- 4. 2. 17 図書除菌機 L I V A 設置
- 4. 2. 28 特別整理期間（本館～3/10、打出分室 3/6～3/8、大原分室 3/7～3/9）

以上

第8 芦屋市立図書館設置条例・施行規則・要綱

芦屋市立図書館設置条例（昭和26年2月27日条例第2号）

沿革 昭和33年12月25日条例第21号 昭和36年3月31日条例第6号
昭和39年3月14日条例第8号 昭和62年4月1日条例第8号
平成2年10月1日条例第22号 平成21年3月9日条例第4号
平成24年3月26日条例第8号 平成24年12月21日条例第36号

（設置）

第1条 図書記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として芦屋市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 図書館は、芦屋市伊勢町12番5号に置く。

（分館等）

第3条 図書館の活動を十分にするため必要があるときは、図書館の分館、分室又は配本所を置くことができる。

（業務）

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の各号の業務を行うことができる。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 自動車文庫及び貸出文庫の巡回
- (3) 視聴覚教育ライブラリーの運営に関する業務
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (7) その他必要な業務

（職員）

第5条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

（損害賠償）

第6条 図書館資料を紛失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の設置及び使用料)

第7条 図書館に駐車場を設置する。

2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
図書館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
図書館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

3 教育委員会は、公益上特に必要があると認める場合は、駐車場の使用料を免除することができる。

(図書館協議会)

第8条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条及び第16条の規定に基づき、芦屋市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

芦屋市立図書館設置条例施行規則（昭和62年7月1日教育委員会規則第4号）

沿革 平成2年12月15日教委規則第10号	平成3年3月20日教委規則第2号
平成3年5月28日教委規則第6号	平成6年3月24日教委規則第4号
平成18年3月27日教委規則第5号	平成19年3月26日教委規則第9号
平成20年3月10日教委規則第5号	平成22年7月20日教委規則第7号
平成24年3月26日教委規則第3号	平成24年4月16日教委規則第9号
平成24年12月25日教委規則第16号	平成26年2月7日教委規則第2号
平成28年3月22日教委規則第1号	平成31年4月1日教委規則第2号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市立図書館設置条例（昭和26年芦屋市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

（開館時間）

第2条 芦屋市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別に必要ながあると認めるときは、次の各号の規定にかかわらず、これを一時的に変更することができる。

- (1) 平日 午前9時30分から午後7時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） 午前9時30分から午後6時まで

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日（月曜日の翌日が次号に規定する日に当たるときは、同号に規定する日）
- (2) 第1火曜日。ただし、第1火曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 特別整理日（毎年14日以内で館長の定める日）

2 前項の規定にかかわらず芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

第2節 館内奉仕

(入館の制限)

第4条 館長は、他人に迷惑を掛け、秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の手続)

第5条 図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧室において利用しようとする者は、館内利用票を提出しなければならない。

(資料の複写)

第6条 資料の複写を依頼しようとするときは、複写申込書を提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触するもの
- (2) 複写した場合に資料が損傷するおそれがあるもの
- (3) 館長が複写することを不相当と認めるもの

3 複写のために必要な経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第7条 利用者は資料、設備、器具等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもつて賠償しなければならない。図書貸出券の紛失によつて生じた資料の損害についても同様とする。

2 前項の場合において、その原因が天災その他やむを得ない理由によるものであると認められるときは、その賠償の一部又は全部を免除することができる。

(資料の予約)

第8条 貸出中又は未所蔵の資料の利用を希望するものは、その資料を予約することができる。ただし、館長は、利用者1人当たりの予約件数に上限を設けることができる。

2 未所蔵の資料について次の各号のいずれかに該当するときは、提供できないことがある。

- (1) 入手不可能なとき。
- (2) 館長が不相当と認めたとき。

(調査相談)

第9条 図書館は読書相談及び読書指導並びに資料に基づく調査相談に努めなければならない。

2 調査相談の事務で資料の送料等の特別の経費は、利用者の負担とする。

(寄贈資料)

第10条 寄贈された資料について館長が必要であると認めたものは、図書館資料として受入れ、その篤志を生かして利用に供するものとする。

第3節 個人貸出し

(貸出しの対象者及び手続)

第11条 図書の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市又は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市若しくは猪名川町に住所を有する者
- (2) 本市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市内の学校に在学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特別の理由により館長が承認した者

2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書貸出申込書を提出して図書貸出券の交付を受け、これにより図書の貸出しを受けるものとする。

(貸出冊数及び期間)

第12条 図書の貸出冊数は、貸出期間内に利用できる冊数とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、冊数、期間を別に指定することができる。

2 貸出期間の継続は期間内に申出のあつた者に対してのみ返却期日から2週間までを限度として1回に限り認めることができる。ただし、予約のある図書については、貸出期間の継続を認めない。

(図書貸出券の有効期間)

第13条 図書貸出券の有効期間は交付の日から3年後の誕生月の末日までとする。

(図書貸出券の更新)

第13条の2 前条に規定する誕生月を迎え、又は有効期間が過ぎた図書貸出券は、図書貸出券更新申込書を提出して有効期間の更新をしなければならない。

(図書貸出券の紛失等の届出)

第14条 図書貸出券について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 図書貸出申込書の記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 汚損して使用に耐えないとき。
- (3) 紛失したとき。

(図書貸出券の再交付)

第15条 館長は次の各号のいずれかに該当するときは、図書貸出券を再交付するものとする。

- (1) 前条第1号の届出のあつた場合のうち、図書貸出券の記載事項に変更を要するとき。
- (2) 前条第2号の届出があつたとき。
- (3) 有効期間中に前条第3号の届出があり、相当期間を経過したとき。
- (4) 有効期限を過ぎ前条第3号の届出があつたとき。

(禁止事項)

第16条 図書貸出券は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(図書貸出券の失効)

第17条 次の各号のいずれかに該当することが明らかになつたとき、図書貸出券は無効とする。

- (1) 事実を偽つて図書貸出券の交付を受けたとき。
- (2) その他不正に使用したとき。

(貸出しの制限等)

第18条 館長は資料の性質若しくは管理上必要があると認めるときは、その資料の貸出しを制限又は禁止することができる。

(貸出しの一時禁止)

第19条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する貸出しを一時禁止することができる。

- (1) 返却期限内に返却しない者
- (2) 館長が一時禁止を適当と認める事情のある者

第4節 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第20条 資料の団体貸出しを受けることができる者は、市内の社会教育関係団体とする。

(貸出冊数及び期間)

第21条 団体が1回に貸出しを受ける冊数は100冊以内とし、期間は1月以内とする。ただし、館長が団体の人数等を考慮して冊数及び期間を指定することができる。

(団体貸出券の有効期間)

第22条 団体が登録した月から3年後の当該月の末日までとする。ただし、団体が解散したときは、

有効期間内であつても、貸出券を返納しなければならない。

(個人貸出規定の準用)

第23条 第11条第2項、第12条第2項及び第14条から第19条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。

第5節 自動車文庫及び分室

(自動車文庫の巡回)

第24条 自動車文庫の駐車日時、駐車場所については利用者の希望などを考慮して館長が定める。

2 館長は天候その他巡回が適当でないとした時は、巡回日を変更又は中止することができる。

(自動車文庫の貸出冊数及び期間)

第25条 図書の貸出冊数並びに貸出期間は、館長が別に定める。

(分室の設置)

第26条 図書館に分室を設ける。

2 分室の位置は、次のとおりとする。

打出分室	芦屋市打出小槌町15番9号
大原分室	芦屋市大原町20番2号

3 分室の開室時間は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

打出分室	午前10時から午後5時まで
大原分室	午前10時から午後6時まで

4 分室の休室日は、次のとおりとする。

打出分室	(1) 日曜日、火曜日及び祝日法による休日 (2) 第3条第1項第1号ただし書及び第2号ただし書に規定する日 (3) 第3条第1項第3号及び第4号に規定する日
大原分室	(1) 月曜日及び火曜日 (2) 第3条第1項第1号ただし書及び第2号ただし書に規定する日 (3) 第3条第1項第3号及び第4号に規定する日

5 館長は、前2項の規定にかかわらず、特別に必要があると認めるときは、開室時間及び休室日を一時的に変更することができる。

(児童文庫)

第26条の2 図書館に児童文庫を設けることができる。

第6節 障害者奉仕

(家庭配本及び郵送貸出し)

第27条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、資料の家庭配本及び資料の郵送貸出しを受ける事ができる。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項に規定する別表第5号に定める1級及び2級の障害を有する者

(2) 常時介護を必要とし、かつ、外出が困難な者

(3) 館長が特に必要と認める者

2 前項の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書に理由を付記して申し出るものとする。

3 資料の貸出しに要する費用は無料とする。

(点字図書及び録音図書)

第28条 図書館は、点字図書・録音図書及び大型活字本等の収集に努めるものとする。

第7節 集会室の利用

(利用の申請及び承認)

第29条 集会室を利用しようとする者は、あらかじめ集会室使用申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 館長は前項の申請書を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認するものとする。

3 館長は前項の承認をする際に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第30条 館長は、集会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。

(1) 公共の秩序及び風俗を乱し、又は害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 特定の教派、宗派、教団、又は個人等の主催する宗教的な集会、事業

(4) 特定の政党を支持し、又は反対するおそれのあるとき。

(5) 公職選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対するおそれのあるとき。

(6) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第31条 館長は集会室の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用

条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用目的が承認の時と異なつたとき。
- (2) 災害その他の事故により集会室の利用ができなくなつたとき。
- (3) 図書館運営上特に制限の必要が生じたとき。

第3章 図書館協議会

第32条 削除

(委員長)

第33条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、その選出は委員の互選により定める。

2 委員長は会議を主宰し、協議会を代表する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第33条の2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第4章 駐車場

(駐車場の供用)

第33条の3 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(駐車場使用料の上限額等)

第33条の4 条例第7条第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は500円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。

- 2 駐車場を午前8時又は午後8時の前後を引き続いて使用する場合の当該引き続いて使用する時間の駐車場の使用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 午前8時の前後を引き続いて使用する場合 午前8時前の時間から引き続いて使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達している場合は午前8時か

ら同表のとおりとする。

- (2) 午後8時の前後を引続いて使用する場合 午後8時前の時間から引続いて使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。

(駐車場使用料の免除)

第34条 条例第7条第3項にいう公益上特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公務を目的として来館するとき。
- (2) 図書館が主催する行事の講演者が来館するとき。
- (3) 図書館事業を援助する者が来館するとき。
- (4) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省次官通知第156号）の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。
- (5) 館長が特に必要と認めたとき。

第4章 雑則

(補則)

第35条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 芦屋市立図書館設置条例(昭和26年芦屋市条例第2号。以下「図書館設置条例」という。)第7条第1項に規定する駐車場をこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日まで引続いて使用する場合の図書館設置条例第7条第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額及び1,500円の範囲内で規則で定める額は、第1条の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例施行規則第33条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則

昭和62年7月1日

教育委員会規則第5号

改正 平成12年3月17日教委規則第2号

芦屋市立公民館視聴覚教育ライブラリー運営規則（昭和52年芦屋市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市立図書館設置条例（昭和26年芦屋市条例第2号）第4条第3号に規定する芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ライブラリーの所掌事務）

第2条 ライブラリーが行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚教育についての調査，研究に関すること。
- (2) 視聴覚教育についての指導，助言に関すること。
- (3) 視聴覚教育の研修，講習その他催しに関すること。
- (4) 視聴覚教材・教具の整備に関すること。
- (5) 視聴覚教材・教具の活用に関すること。
- (6) 視聴覚教材の制作に関すること。
- (7) 視聴覚室及び集会室の設備の管理に関すること。
- (8) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (9) 広報活動に関すること。
- (10) その他，視聴覚教育に関すること。

（使用者の資格）

第3条 このライブラリーの教材・教具を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち登録した者とする。

- (1) 芦屋市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）及びその他の教育機関
- (2) 芦屋市内の社会教育に関する事業を行う団体
- (3) 芦屋市内に事務所を有する国，地方公共団体及び公共的団体
- (4) その他図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者

（登録）

第4条 ライブラリーの登録をしようとする者は、芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー登録申請

書により館長に申請しなければならない。

- (1) 館長は、ライブラリーの登録をした者に対し、登録証を交付する。
- (2) 登録証の有効期間は、発行日からその年度の末日とし、引き続き登録を希望する者は、再登録しなければならない。

2 登録証について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 汚損して使用にたえないとき。
- (3) 紛失したとき。

(使用の申請)

第5条 使用者は、視聴覚教育ライブラリー教材・教具使用申込書兼貸出書により、申込みをして許可を受けなければならない。

2 教材・教具の貸出しを受けるときは、登録証を館長に提出しなければならない。

(使用期間)

第6条 このライブラリーの教材・教具の使用期間は、1週間以内とする。

2 1週間を超えて使用を希望する者は、返納期日までに館長に申し出て、使用の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、ライブラリーの教材・教具の使用を許可しないものとする。

- (1) 教材・教具の操作技術を有しないとき。
- (2) その他館長が不相当と認めるとき。

第8条 削除

(損害賠償)

第9条 使用者が教材・教具を不当に取り扱い、又は重大な過失で損傷したと認められるときは、その損害を賠償しなければならない。

(転貸の禁止)

第10条 使用の許可を受けた者は、教材・教具を他に転貸してはならない。

附 則

この規則は、昭和62年7月8日から施行する。

附 則（平成12年3月17日教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

芦屋市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市立図書館処務規則（昭和43年芦屋市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第5条第9号に規定する事務を円滑に運営するため、芦屋市立図書館における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 資料は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料のうち、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を各分野から収集する。

2 資料の収集に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 思想、信条、学説、宗教等に対して、とらわれることなく、それぞれの観点に立って資料を収集する。
- (2) 市民の多様な要求に応えられるよう、あらゆる分野にわたる資料を収集する。

(収集資料の種類と範囲)

第3条 収集する資料の種類と範囲は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料（一般図書、児童図書、郷土資料、行政資料等）
- (2) 図書以外の資料（新聞・雑誌、その他の資料）
- (3) 特別資料（田尾スポーツ文庫、松本バスケットボール文庫、芦屋ゆかりの文学等）

(収集資料の種類別方針)

第4条 収集資料の種類別の方針は、次のとおりとし、その詳細については、資料収集方針等基準に定める。

(1) 図書資料

- ア 一般図書は、入門書から概説書までを収集の範囲とし、各分野の図書を収集する。
- イ 児童図書は、児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を各分野から収集する。
- ウ 郷土資料は、芦屋市に関する資料をその形態にかかわらず積極的に収集し、近隣市町に関する資料も収集する。
- エ 行政資料は、芦屋市が刊行する資料を収集する。

(2) 図書以外の資料

- ア 新聞及び雑誌は、今日的な情報源として幅広く収集する。
- イ その他の資料のうち、地図については、近隣市町及び県の地図を重点的に収集する。

(3) 特別資料

- ア 田尾スポーツ文庫は、現蔵書の保存に留意する。

イ 松本バスケットボール文庫は、関係団体等からの寄贈資料を収集・保存する。

(蔵書の更新及び除籍)

第5条 最新の蔵書構成を維持し、充実させるため、資料の更新及び除籍を随時行う。

2 除籍の基準については、資料収集方針等基準に定める。

(寄贈資料の収集)

第6条 寄贈を受ける資料についても、この要綱に定める基準による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市立図書館（以下「図書館」という。）において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス（以下「デジタル化資料サービス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 デジタル化資料サービスを利用できる者は、芦屋市立図書館設置条例施行規則（昭和62年芦屋市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第11条第2項により図書館が発行する図書貸出券の交付を受けている者とする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料サービスを利用することができる時間は、規則第2条に規定する図書館の開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧（以下「閲覧」という。）を希望する者は、閲覧申込書を閲覧日当日に図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 館長は、前項の閲覧申込書の提出を受けたときは、閲覧を希望する者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認のうえ、閲覧を承認するものとする。

3 閲覧は、閲覧用端末を使用して行い、閲覧用端末の利用は、1回の申し込みにつき1時間を限度とする。ただし、閲覧時間の終了時において、他に閲覧を希望する者がいないときは、さらに30分延長することができる。

4 第2項の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）が複数あるときは、閲覧申込書の受付順に閲覧サービスを行うものとする。

5 館長は、閲覧者が閲覧中に次の行為を行わないよう管理し、これらの行為があった場合、閲覧の承認を取り消すことができる。

- (1) 閲覧用端末への記録媒体等の機器の接続
- (2) 閲覧用端末の画面の撮影
- (3) 画面キャプチャ又は電子ファイルの取得
- (4) 前3号に掲げるもののほか、著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権者の権利を侵害する行為
- (5) その他館長が不相当と認める行為

(複写)

第5条 国立国会図書館デジタル化資料の複写（以下「複写」という。）を希望する者は、複写申込書を複写日当日に館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の複写申込書の提出を受けたときは、複写を希望する者が第2条に規定する要件を満たしていることを確認のうえ、複写を承認するものとする。ただしその複写申込みの内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、複写の承認を行わないものとする。

- (1) 著作権法第31条第3項後段に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) その他館長が不相当と認めるとき。

3 国立国会図書館のデジタル化資料の複写は、複写用端末を使用して図書館職員が行う。

4 複写に要する費用は利用者の負担とする。

(ID・パスワード管理)

第6条 館長は、デジタル化資料サービスに必要なID及びパスワードを適切に管理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市立図書館資料収集要綱の方針に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(電子資料の提供方法)

第2条 電子図書館の利用者は、芦屋市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子資料配信サービスを通じ、利用者のスマートフォン、タブレット、パソコン等（以下「スマートフォン等」という。）を用いて電子資料の提供を受けるものとする。

2 芦屋市立図書館は、電子図書館の利用者にID及びパスワード（以下「ID等」という。）を交付するとともに、当該ID等を契約事業者に通知する。

(提供の区分)

第3条 電子資料の提供の区分は次のとおりとする。

- (1) 芦屋市立図書館が選定した電子資料を貸出の手続を行った者のみに提供する電子資料の貸出
- (2) 芦屋市立図書館が所蔵し、芦屋市が著作権を有する資料及び著作権者等の許諾を受けた資料をデジタル化した電子資料の閲覧

(利用者)

第4条 電子図書館を利用できる者は、芦屋市立図書館設置条例施行規則（昭和62年芦屋市教育委員会規則第4号。次項において「規則」という。）第11条第2項に規定する図書貸出券（以下「図書貸出券」という。）の交付を受けた芦屋市在住・在勤・在学の個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けた図書貸出券が規則第13条に規定する有効期間を経過している場合は、電子図書館を利用することができない。

(ID等の取扱い)

第5条 電子図書館利用のためのID等の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ID等は、図書貸出券1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID等を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID等を紛失した場合は速やかに芦屋市立図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用者の故意又は過失によりID等が利用者以外に使用され、損害が生じた場合は、当該利用者がその責めを負う。

(電子資料の貸出及び閲覧)

第6条 電子資料の貸出、貸出期間の延長並びに閲覧に係る点数等及び期間は、当分の間、以下のと

おりとする。

内容	点数等	期間
第3条第1号で定める電子資料の貸出	2点以内（著作権法上の許諾を要しない電子資料を除く。）	2週間以内
貸出期間の延長	延長は1回のみとし、他の利用者からの予約がない場合に限る。	2週間以内
第3条第2号で定める電子資料の閲覧	無制限	無制限

（電子資料の貸出の予約等）

第7条 利用者は、第3条第1号の電子資料の貸出について、他の利用者が当該電子資料を利用中である場合には、1点に限り、貸出の予約を行うことができる。

2 予約を行った電子資料の配信については、利用者自身がスマートフォン等で確認するものとし、芦屋市立図書館からの連絡は行わない。

3 予約を行った電子資料が利用者のスマートフォン等に配信された日の翌日から7日間を取置期間とし、取置期間を経過しても当該電子資料の利用がない場合は、当該予約は取り消されたものとみなす。

4 電子資料に係るリクエストは、受け付けない。

（通信料金の負担）

第8条 電子図書館へ接続する際に発生する通信料については、全て利用者の負担とする。

（著作権法に関する禁止行為等）

第9条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

（業務の停止）

第10条 電子図書館の利用に係る保守点検等、芦屋市立図書館が必要と認めた場合には、電子図書館業務の全部又は一部を休止することができる。

（利用の停止）

第11条 電子資料の利用に係る不正等により、芦屋市立図書館が利用することを不相当と認めた場合には、当該利用者の電子図書館の利用を停止することができる。

（賠償責任）

第12条 電子図書館に掲載された電子資料の貸出及び閲覧等の行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責めを負うものとし、芦屋市立図書館は一切その責めを負わない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

図 書 館 年 報

令和 3 年（2 0 2 1 年）度版

2 0 2 2 年 1 0 月 発 行

編 集 芦屋市立図書館

発 行 芦屋市立図書館

〒659-0052 芦屋市伊勢町12-5

TEL0797-31-2301

印 刷 芦屋市総務部文書法制課印刷室